

令和8年度 国民健康保険税の税率について

【税率比較表】

区 分		令和8年度	令和7年度	増減(R8-R7)
医療分	所得割 [本則] 賦課税率	[6.7 %] 6.7 %	[5.8 %] 5.5 %	[0.9 %] 1.2 %
	均等割(被保険者)	22,700 円	19,090 円	3,610 円
	平等割(加入世帯)	15,300 円	13,060 円	2,240 円
	1人当り [本則]	[55,016 円]	[45,912 円]	[9,104 円]
	保険税額 賦課額	55,016 円	44,476 円	10,540 円
後期分	所得割 [本則] 賦課税率	[3.0 %] 3.0 %	[3.1 %] 2.9 %	[△ 0.1 %] 0.1 %
	均等割(被保険者)	10,010 円	9,770 円	240 円
	平等割(加入世帯)	6,750 円	6,690 円	60 円
	1人当り [本則]	[24,248 円]	[23,481 円]	[767 円]
	保険税額 賦課額	24,248 円	22,747 円	1,501 円
介護分	所得割 [本則] 賦課税率	[2.7 %] 2.7 %	[3.0 %] 2.8 %	[△ 0.3 %] △ 0.1 %
	均等割(被保険者)	10,290 円	10,460 円	△ 170 円
	平等割(加入世帯)	5,380 円	5,330 円	50 円
	1人当り [本則]	[26,332 円]	[26,401 円]	[△ 69 円]
	保険税額 賦課額	26,332 円	25,616 円	716 円
子ども分	所得割 [本則] 賦課税率	[0.3 %] 0.3 %	[0.0 %] 0.0 %	[0.3 %] 0.3 %
	均等割 (被保険者) (18歳以上加算)	980 円 50 円	0 円 0 円	980 円 50 円
	平等割(加入世帯)	660 円	0 円	660 円
	1人当り [本則]	[2,358 円]	[0 円]	[2,358 円]
	保険税額 賦課額	2,358 円	0 円	2,358 円
合 計	所得割 [本則] 賦課税率	[12.7 %] 12.7 %	[11.9 %] 11.2 %	[0.8 %] 1.5 %
	資産割(R4で廃止)	-	-	-
	均等割(被保険者)	44,030 円	39,320 円	4,710 円
	平等割(加入世帯)	28,090 円	25,080 円	3,010 円
	1人当り [本則]	[107,954 円]	[95,794 円]	[12,160 円]
保険税額 賦課額	107,954 円	92,839 円	15,115 円	

【歳入比較表】

(単位:千円)

区 分		令和8年度	令和7年度	増減(R8-R7)
医療分	本則による収入見込額	111,586	96,391	15,195
	保険税(現年度分)	111,586	93,378	18,208
	激変緩和補てん額	0	3,013	△ 3,013
後期分	本則による収入見込額	49,181	49,297	△ 116
	保険税(現年度分)	49,181	47,756	1,425
	激変緩和補てん額	0	1,541	△ 1,541
介護分	本則による収入見込額	14,358	14,497	△ 139
	保険税(現年度分)	14,358	14,065	293
	激変緩和補てん額	0	432	△ 432
子ども分	本則による収入見込額	4,783	0	4,783
	保険税(現年度分)	4,783	0	4,783
	激変緩和補てん額	0	0	0
合 計	本則による収入見込額	179,908	160,185	19,723
	保険税(現年度分)	179,908	155,199	24,709
	激変緩和補てん額	0	4,986	△ 4,986

令和8年度 国民健康保険税の税率算定資料

I 医療給付費分

1 国保加入の状況

(令和8年4月1日現在)

世帯別	項目	世帯数	被保険者数	所得割算定基礎額
		(平等割) 世帯	(均等割) 人	(所得割) 千円
一般世帯(特定世帯等以外の世帯)	令和7年度	1,242	1,940	1,078,797
	令和8年度	1,223	1,877	1,080,734
一般世帯 (特定・継続世帯)	令和7年度	270	270	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)を含む
	令和8年度	258	258	
計	令和7年度	1,512	2,210	1,078,797
	令和8年度	1,481	2,135	1,080,734

2 軽減前の額 138,449 千円

 調定見込額 117,459 千円 (1人当り 55,016 円 × 2,135 人)

3 所得割、均等割、平等割に応ずる額

 所得割 138,449 千円 × 50.0 /100 ≒ 69,225 千円

 均等割 138,449 千円 × 35.0 /100 ≒ 48,457 千円

 平等割 138,449 千円 × 15.0 /100 ≒ 20,767 千円

4 税率

 所得割 $\frac{\text{調定額 } 69,225 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 3,185 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 1,080,734 \text{ 千円}} \div \frac{6.7}{100}$

 均等割 $\frac{\text{調定額 } 48,457 \text{ 千円}}{\text{被保険者数 } 2,135 \text{ 人}} \div 22,700 \text{ 円}$

 平等割
(特定世帯等以外の世帯) $\frac{\text{調定額 } 18,706 \text{ 千円}}{\text{世帯数 } 1,223 \text{ 世帯}} \div 15,300 \text{ 円}$

 平等割
(特定世帯) $\frac{\text{調定額 } 1,797 \text{ 千円}}{\text{世帯数 } 235 \text{ 世帯}} \div 7,650 \text{ 円}$

 平等割
(継続世帯) $\frac{\text{調定額 } 264 \text{ 千円}}{\text{世帯数 } 23 \text{ 世帯}} \div 11,470 \text{ 円}$

5 軽減額 20,990 千円

6 課税限度額 670 千円

7 限度超過見込額 3,185 千円

8 減額する額

(1)算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額、又は世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2)総所得金額が43万円以下の世帯の場合（7割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

①被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号ア）

$$22,700 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 15,890 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 6,810 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号イ(ア)(イ)(ウ)）

（ア）特定世帯等以外の世帯

$$15,300 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 10,710 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,590 \text{ 円})$$

（イ）特定世帯

$$7,650 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 5,360 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,290 \text{ 円})$$

（ウ）特定継続世帯

$$11,470 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 8,030 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 3,440 \text{ 円})$$

(3)総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり31万円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

①被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号ア）

$$22,700 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 11,350 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 11,350 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第2号イ(ア)(イ)(ウ)）

（ア）特定世帯等以外の世帯

$$15,300 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 7,650 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 7,650 \text{ 円})$$

（イ）特定世帯

$$7,650 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 3,830 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 3,820 \text{ 円})$$

（ウ）特定継続世帯

$$11,470 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 5,740 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 5,730 \text{ 円})$$

(4)総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり57万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

①被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号ア）

$$22,700 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 4,540 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 18,160 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号イ(ア)(イ)(ウ)）

（ア）特定世帯等以外の世帯

$$15,300 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 3,060 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 12,240 \text{ 円})$$

（イ）特定世帯

$$7,650 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 1,530 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 6,120 \text{ 円})$$

（ウ）特定継続世帯

$$11,470 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 2,300 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 9,170 \text{ 円})$$

9 未就学児の軽減

未就学児については、均等割額の2分の1を軽減する。（軽減世帯の場合は、当該軽減後の均等割額を軽減する。）

年度別負担状況

年度等	区分	調定見込額 千円	世帯数 世帯	被保険者数 人	1世帯当り 負担額 円	被保険者1人 当り負担額 円	負担限度額 千円	限度額 超過件数 件
令和4年度 (イ)		139,053	1,694	2,634	82,086	52,791	650	8
令和5年度 (ロ)		118,071	1,601	2,416	73,748	48,870	650	6
令和6年度 (ハ)		103,793	1,554	2,304	66,790	45,049	650	6
令和7年度 (ニ)		98,293	1,512	2,210	65,008	44,476	660	6
令和8年度 (ホ)		117,459	1,481	2,135	79,311	55,016	670	9
増減	(ホ)-(ニ)	19,166	△ 31	△ 75	14,303	10,540	10	3
比率 %	(ロ)÷(イ)	84.9	94.5	91.7	89.8	92.6	100.0	75.0
	(ハ)÷(ロ)	87.9	97.1	95.4	90.6	92.2	100.0	100.0
	(ニ)÷(ハ)	94.7	97.3	95.9	97.3	98.7	101.5	100.0
	(ホ)÷(ニ)	119.5	97.9	96.6	122.0	123.7	101.5	150.0

税率等の対比

区分	年度別	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	対比 %		
		A	B	C	D	B÷A	C÷B	D÷C
税率	所得割	7.0%	6.5%	5.5%	6.7%	92.9	84.6	121.8
	均等割	22,760円	20,490円	19,090円	22,700円	90.0	93.2	118.9
	平等割	15,930円	14,240円	13,060円	15,300円	89.4	91.7	117.2
7割軽減	被保険者 1人当り	15,940円	14,350円	13,370円	15,890円	90.0	93.2	118.8
	世帯 平等割	11,160円	9,970円	9,150円	10,710円	89.3	91.8	117.0
5割軽減	被保険者 1人当り	11,380円	10,250円	9,550円	11,350円	90.1	93.2	118.8
	世帯 平等割	7,970円	7,120円	6,530円	7,650円	89.3	91.7	117.2
2割軽減	被保険者 1人当り	4,560円	4,100円	3,820円	4,540円	89.9	93.2	118.8
	世帯 平等割	3,190円	2,850円	2,620円	3,060円	89.3	91.9	116.8

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被保険者 1人当り	6,820円	6,140円	5,720円	6,810円	90.0	93.2	119.1
	世帯 平等割	4,770円	4,270円	3,910円	4,590円	89.5	91.6	117.4
5割軽減	被保険者 1人当り	11,380円	10,240円	9,540円	11,350円	90.0	93.2	119.0
	世帯 平等割	7,960円	7,120円	6,530円	7,650円	89.4	91.7	117.2
2割軽減	被保険者 1人当り	18,200円	16,390円	15,270円	18,160円	90.1	93.2	118.9
	世帯 平等割	12,740円	11,390円	10,440円	12,240円	89.4	91.7	117.2

医療給付費分の設例（応能50：応益50）

所得、人数	年度、項目	令和8年度 A				令和7年度 B				A/B %
		所得割	均等割	平等割	計	所得割	均等割	平等割	計	A-B 円
所得割算定基礎額	0 円		(7割軽減世帯)			(7割軽減世帯)			119.0	
被保険者数	2 人		13,620	4,590	18,200		11,440	3,910	15,300	2,900
所得割算定基礎額	200,000 円		(5割軽減世帯)			(5割軽減世帯)			119.4	
被保険者数	2 人	13,400	22,700	7,650	43,700	11,000	19,080	6,530	36,600	7,100
所得割算定基礎額	650,000 円		(2割軽減世帯)			(2割軽減世帯)			120.1	
被保険者数	2 人	43,550	36,320	12,240	92,100	35,750	30,540	10,440	76,700	15,400
所得割算定基礎額	1,100,000 円		(2割軽減世帯)			(2割軽減世帯)			120.5	
被保険者数	2 人	73,700	36,320	12,240	122,200	60,500	30,540	10,440	101,400	20,800
所得割算定基礎額	2,000,000 円								120.8	
被保険者数	2 人	134,000	45,400	15,300	194,700	110,000	38,180	13,060	161,200	33,500
所得割算定基礎額	2,000,000 円								120.4	
被保険者数	4 人	134,000	90,800	15,300	240,100	110,000	76,360	13,060	199,400	40,700
所得割算定基礎額	4,000,000 円								120.9	
被保険者数	4 人	268,000	90,800	15,300	374,100	220,000	76,360	13,060	309,400	64,700
所得割算定基礎額	4,920,000 円								121.0	
被保険者数	4 人	329,640	90,800	15,300	435,700	270,600	76,360	13,060	360,000	75,700
軽減世帯の基準となる総所得額 (被保険者数2人)	(7割)	430,000円		令和8年度 税率		(7割)	430,000円		令和7年度 税率	
	(5割)	1,050,000円 (43万円+310千円×2人)		所得割	6.7%	(5割)	1,040,000円 (43万円+305千円×2人)		所得割	5.5%
	(2割)	1,570,000円 (43万円+570千円×2人)		均等割	22,700円	(2割)	1,550,000円 (43万円+560千円×2人)		均等割	19,090円
			平等割	15,300円				平等割	13,060円	
基礎控除額					430,000円				430,000円	
課税限度額					670,000円				660,000円	

II 後期高齢者支援金等分

1 国保加入の状況

(令和8年4月1日現在)

世帯別	項目	世帯数	被保険者数	所得割算定基礎額
		(平等割) 世帯	(均等割) 人	(所得割) 千円
一般世帯(特定世帯等以外の世帯)	令和7年度	1,242	1,940	1,078,797
	令和8年度	1,223	1,877	1,080,734
一般世帯(特定・継続世帯)	令和7年度	270	270	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む
	令和8年度	258	258	
計	令和7年度	1,512	2,210	1,078,797
	令和8年度	1,481	2,135	1,080,734

2 軽減前の額 61,039 千円

調定見込額 51,770 千円 (1人当り 24,248 円 × 2,135 人)

3 所得割、均等割、平等割に応ずる額

所得割 61,039 千円 × 50.0 /100 ≒ 30,519 千円
 均等割 61,039 千円 × 35.0 /100 ≒ 21,364 千円
 平等割 61,039 千円 × 15.0 /100 ≒ 9,156 千円

4 税率

所得割 $\frac{\text{調定額 } 30,519 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 1,904 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 1,080,734 \text{ 千円}} \div \frac{3.0}{100}$

均等割 $\frac{\text{調定額 } 21,364 \text{ 千円}}{\text{被保険者数 } 2,135 \text{ 人}} \div 10,010 \text{ 円}$

平等割 (特定世帯等以外の世帯) $\frac{\text{調定額 } 8,248 \text{ 千円}}{\text{世帯数 } 1,223 \text{ 世帯}} \div 6,750 \text{ 円}$

平等割 (特定世帯) $\frac{\text{調定額 } 792 \text{ 千円}}{\text{世帯数 } 235 \text{ 世帯}} \div 3,370 \text{ 円}$

平等割 (継続世帯) $\frac{\text{調定額 } 116 \text{ 千円}}{\text{世帯数 } 23 \text{ 世帯}} \div 5,060 \text{ 円}$

5 軽減額 9,269 千円

6 課税限度額 260 千円

7 限度超過見込額 1,904 千円

8 減額する額

(1)算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額、又は世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2)総所得金額が43万円以下の世帯の場合（7割軽減）

(給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算)

①被保険者均等割額の減額は(条例第23条第1項第1号ウ)

$$10,010 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 7,010 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 3,000 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は(条例第23条第1項第1号エ(ア)(イ)(ウ))

(ア)特定世帯等以外の世帯

$$6,750 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 4,730 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,020 \text{ 円})$$

(イ)特定世帯

$$3,370 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 2,360 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,010 \text{ 円})$$

(ウ)特定継続世帯

$$5,060 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 3,550 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,510 \text{ 円})$$

(3)総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり31万円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

(給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算)

①被保険者均等割額の減額は(条例第23条第1項第2号ウ)

$$10,010 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 5,010 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 5,000 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は(条例第23条第1項第2号エ(ア)(イ)(ウ))

(ア)特定世帯等以外の世帯

$$6,750 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 3,380 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 3,370 \text{ 円})$$

(イ)特定世帯

$$3,370 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 1,690 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,680 \text{ 円})$$

(ウ)特定継続世帯

$$5,060 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 2,530 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,530 \text{ 円})$$

(4)総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり57万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

(給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算)

①被保険者均等割額の減額は(条例第23条第1項第3号ウ)

$$10,010 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 2,010 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 8,000 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は(条例第23条第1項第3号エ(ア)(イ)(ウ))

(ア)特定世帯等以外の世帯

$$6,750 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 1,350 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 5,400 \text{ 円})$$

(イ)特定世帯

$$3,370 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 680 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,690 \text{ 円})$$

(ウ)特定継続世帯

$$5,060 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 1,020 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,040 \text{ 円})$$

9 未就学児の軽減

未就学児については、均等割額の2分の1を軽減する。(軽減世帯の場合は、当該軽減後の均等割額を軽減する。)

年度別負担状況

年度等	区分	調定見込額 千円	世帯数 世帯	被保険者数 人	1世帯当り 負担額 円	被保険者1人 当り負担額 円	負担限度額 千円	限度額 超過件数 件
令和4年度 (イ)		54,207	1,694	2,634	31,999	20,580	200	12
令和5年度 (ロ)		53,523	1,601	2,416	33,430	22,153	220	14
令和6年度 (ハ)		53,203	1,554	2,304	34,236	23,091	240	9
令和7年度 (ニ)		50,270	1,512	2,210	33,247	22,747	260	10
令和8年度 (ホ)		51,770	1,481	2,135	34,956	24,248	260	11
増減	(ホ)-(ニ)	1,500	△ 31	△ 75	1,709	1,501	0	1
比率%	(ロ)÷(イ)	98.7	94.5	91.7	104.5	107.6	110.0	116.7
	(ハ)÷(ロ)	99.4	97.1	95.4	102.4	104.2	109.1	64.3
	(ニ)÷(ハ)	94.5	97.3	95.9	97.1	98.5	108.3	111.1
	(ホ)÷(ニ)	103.0	97.9	96.6	105.1	106.6	100.0	110.0

税率等の対比

区分	年度別	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	対比%		
		A	B	C	D	B÷A	C÷B	D÷C
税率	所得割	3.3%	3.4%	2.9%	3.0%	103.0	85.3	103.4
	均等割	10,320円	10,510円	9,770円	10,010円	101.8	93.0	102.5
	平等割	7,220円	7,310円	6,690円	6,750円	101.2	91.5	100.9
7割軽減	被保険者1人当り	7,230円	7,360円	6,840円	7,010円	101.8	92.9	102.5
	世帯平等割	5,060円	5,120円	4,690円	4,730円	101.2	91.6	100.9
5割軽減	被保険者1人当り	5,160円	5,260円	4,890円	5,010円	101.9	93.0	102.5
	世帯平等割	3,610円	3,660円	3,350円	3,380円	101.4	91.5	100.9
2割軽減	被保険者1人当り	2,070円	2,110円	1,960円	2,010円	101.9	92.9	102.6
	世帯平等割	1,450円	1,470円	1,340円	1,350円	101.4	91.2	100.7

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被保険者1人当り	3,090円	3,150円	2,930円	3,000円	101.9	93.0	102.4
	世帯平等割	2,160円	2,190円	2,000円	2,020円	101.4	91.3	101.0
5割軽減	被保険者1人当り	5,160円	5,250円	4,880円	5,000円	101.7	93.0	102.5
	世帯平等割	3,610円	3,650円	3,340円	3,370円	101.1	91.5	100.9
2割軽減	被保険者1人当り	8,250円	8,400円	7,810円	8,000円	101.8	93.0	102.4
	世帯平等割	5,770円	5,840円	5,350円	5,400円	101.2	91.6	100.9

後期高齢者支援金等分の設例（応能50：応益50）

所得、人数	年度、項目	令和8年度 A				令和7年度 B				A/B %
		所得割	均等割	平等割	計	所得割	均等割	平等割	計	A-B 円
所得割算定基礎額	0 円		(7割軽減世帯)			(7割軽減世帯)			102.6	
被保険者数	2 人		6,000	2,020	8,000		5,860	2,000	7,800	200
所得割算定基礎額	200,000 円		(5割軽減世帯)			(5割軽減世帯)			102.1	
被保険者数	2 人	6,000	10,000	3,370	19,300	5,800	9,760	3,340	18,900	400
所得割算定基礎額	650,000 円		(2割軽減世帯)			(2割軽減世帯)			102.8	
被保険者数	2 人	19,500	16,000	5,400	40,900	18,850	15,620	5,350	39,800	1,100
所得割算定基礎額	1,100,000 円		(2割軽減世帯)			(2割軽減世帯)			103.0	
被保険者数	2 人	33,000	16,000	5,400	54,400	31,900	15,620	5,350	52,800	1,600
所得割算定基礎額	2,000,000 円									103.0
被保険者数	2 人	60,000	20,020	6,750	86,700	58,000	19,540	6,690	84,200	2,500
所得割算定基礎額	2,000,000 円									102.9
被保険者数	4 人	60,000	40,040	6,750	106,700	58,000	39,080	6,690	103,700	3,000
所得割算定基礎額	4,000,000 円									103.1
被保険者数	4 人	120,000	40,040	6,750	166,700	116,000	39,080	6,690	161,700	5,000
所得割算定基礎額	4,920,000 円									103.1
被保険者数	4 人	147,600	40,040	6,750	194,300	142,680	39,080	6,690	188,400	5,900
軽減世帯の基準となる総所得額 (被保険者数2人)	(7割)	430,000円		令和8年度 税率		(7割)	430,000円		令和7年度 税率	
	(5割)	1,050,000円 (43万円+310千円×2人)		所得割	3.0%	(5割)	1,040,000円 (43万円+305千円×2人)		所得割	2.9%
	(2割)	1,570,000円 (43万円+570千円×2人)		均等割	10,010円	(2割)	1,550,000円 (43万円+560千円×2人)		均等割	9,770円
			平等割	6,750円				平等割	6,690円	
基礎控除額					430,000円				430,000円	
課税限度額					260,000円				260,000円	

Ⅲ 介護納付金分

1 国保加入者の40歳から64歳被保険者状況

(令和8年4月1日現在)

世帯別	項目	世帯数		被保険者数		所得割算定基礎額	
		(平等割)	世帯	(均等割)	人	(所得割)	千円
一般世帯	令和7年度		486		578		322,903
	令和8年度		471		574		371,710
計	令和7年度		486		578		322,903
	令和8年度		471		574		371,710

2 軽減前の額 16,870 千円

調定見込額 15,114 千円 (1人当り 26,332 円 × 574 人)

3 所得割、均等割、平等割に応ずる額

所得割 16,870 千円 × 50.0 /100 ≒ 8,434 千円
 均等割 16,870 千円 × 35.0 /100 ≒ 5,905 千円
 平等割 16,870 千円 × 15.0 /100 ≒ 2,531 千円

4 税率

所得割 $\frac{\text{調定額 } 8,434 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 1,603 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 371,710 \text{ 千円}} \div \frac{2.7}{100}$

均等割 $\frac{\text{調定額 } 5,905 \text{ 千円}}{\text{被保険者数 } 574 \text{ 人}} \div 10,290 \text{ 円}$

平等割 $\frac{\text{調定額 } 2,531 \text{ 千円}}{\text{世帯数 } 471 \text{ 世帯}} \div 5,380 \text{ 円}$

5 軽減額 1,756 千円

6 課税限度額 170 千円

7 限度超過見込額 1,603 千円

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額、又は世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が43万円以下の世帯の場合（7割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

①被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号オ）

$$10,290 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 7,210 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 3,080 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号カ）

$$5,380 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 3,770 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,610 \text{ 円})$$

(3) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり31万円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

①被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号オ）

$$10,290 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 5,150 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 5,140 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第2号カ）

$$5,380 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 2,690 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,690 \text{ 円})$$

(4) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり57万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

①被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号オ）

$$10,290 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 2,060 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 8,230 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号カ）

$$5,380 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 1,080 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,300 \text{ 円})$$

年度別負担状況

年度等	区分	調定見込額 千円	世帯数 世帯	被保険者数 人	1世帯当り 負担額 円	被保険者1人 当り負担額 円	負担限度額 千円	限度額 超過件数 件
令和4年度 (イ)		14,987	539	669	27,805	22,403	170	7
令和5年度 (ロ)		13,412	477	620	28,117	21,632	170	7
令和6年度 (ハ)		14,708	493	595	29,833	24,719	170	11
令和7年度 (ニ)		14,806	486	578	30,465	25,616	170	6
令和8年度 (ホ)		15,114	471	574	32,089	26,332	170	11
増減	(ホ)-(ニ)	308	△ 15	△ 4	1,624	716	0	5
比率 %	(ロ)÷(イ)	89.5	88.5	92.7	101.1	96.6	100.0	100.0
	(ハ)÷(ロ)	109.7	103.4	96.0	106.1	114.3	100.0	157.1
	(ニ)÷(ハ)	100.7	98.6	97.1	102.1	103.6	100.0	54.5
	(ホ)÷(ニ)	102.1	96.9	99.3	105.3	102.8	100.0	183.3

税率等の対比

区分	年度別	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	対比 %		
		A	B	C	D	B÷A	C÷B	D÷C
税率	所得割	2.7%	2.9%	2.8%	2.7%	107.4	96.6	96.4
	均等割	9,510円	10,840円	10,460円	10,290円	114.0	96.5	98.4
	平等割	5,300円	5,610円	5,330円	5,380円	105.8	95.0	100.9
7割軽減	被保険者 1人当り	6,660円	7,590円	7,330円	7,210円	114.0	96.6	98.4
	世帯 平等割	3,710円	3,930円	3,740円	3,770円	105.9	95.2	100.8
5割軽減	被保険者 1人当り	4,760円	5,420円	5,230円	5,150円	113.9	96.5	98.5
	世帯 平等割	2,650円	2,810円	2,670円	2,690円	106.0	95.0	100.7
2割軽減	被保険者 1人当り	1,910円	2,170円	2,100円	2,060円	113.6	96.8	98.1
	世帯 平等割	1,060円	1,130円	1,070円	1,080円	106.6	94.7	100.9

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被保険者 1人当り	2,850円	3,250円	3,130円	3,080円	114.0	96.3	98.4
	世帯 平等割	1,590円	1,680円	1,590円	1,610円	105.7	94.6	101.3
5割軽減	被保険者 1人当り	4,750円	5,420円	5,230円	5,140円	114.1	96.5	98.3
	世帯 平等割	2,650円	2,800円	2,660円	2,690円	105.7	95.0	101.1
2割軽減	被保険者 1人当り	7,600円	8,670円	8,360円	8,230円	114.1	96.4	98.4
	世帯 平等割	4,240円	4,480円	4,260円	4,300円	105.7	95.1	100.9

介護納付金分の設例（応能50：応益50）

所得、人数	年度、項目	令和8年度 A				令和7年度 B				A/B %
		所得割	均等割	平等割	計	所得割	均等割	平等割	計	A-B 円
所得割算定基礎額	0円		(7割軽減世帯)			(7割軽減世帯)			98.7	
被保険者数	2人		6,160	1,610	7,700		6,260	1,590	7,800	△ 100
所得割算定基礎額	200,000円		(5割軽減世帯)			(5割軽減世帯)			97.9	
被保険者数	2人	5,400	10,280	2,690	18,300	5,600	10,460	2,660	18,700	△ 400
所得割算定基礎額	650,000円		(2割軽減世帯)			(2割軽減世帯)			98.0	
被保険者数	2人	17,550	16,460	4,300	38,300	18,200	16,720	4,260	39,100	△ 800
所得割算定基礎額	1,100,000円		(2割軽減世帯)			(2割軽減世帯)			97.5	
被保険者数	2人	29,700	16,460	4,300	50,400	30,800	16,720	4,260	51,700	△ 1,300
所得割算定基礎額	1,300,000円								97.4	
被保険者数	2人	35,100	20,580	5,380	61,000	36,400	20,920	5,330	62,600	△ 1,600
所得割算定基礎額	1,500,000円								97.4	
被保険者数	2人	40,500	20,580	5,380	66,400	42,000	20,920	5,330	68,200	△ 1,800
所得割算定基礎額	2,100,000円								97.2	
被保険者数	2人	56,700	20,580	5,380	82,600	58,800	20,920	5,330	85,000	△ 2,400
軽減世帯の基準となる総所得額 (被保険者数2人)	(7割)	430,000円		令和8年度 税率		(7割)	430,000円		令和7年度 税率	
	(5割)	1,050,000円 (43万円+310千円×2人)		所得割	2.7%	(5割)	1,040,000円 (43万円+305千円×2人)		所得割	2.8%
	(2割)	1,570,000円 (43万円+570千円×2人)		均等割	10,290円	(2割)	1,550,000円 (43万円+560千円×2人)		均等割	10,460円
			平等割	5,380円				平等割	5,330円	
基礎控除額					430,000円				430,000円	
課税限度額					170,000円				170,000円	

IV 子ども・子育て支援金分

1 国保加入の状況

(令和8年4月1日現在)

世帯別	項目	世帯数	被保険者数	所得割算定基礎額
		(平等割) 世帯	(均等割) 人	(所得割) 千円
一般世帯(特定世帯等以外の世帯)	令和7年度	1,242	1,940	1,078,797
	令和8年度	1,223	1,877	1,080,734
一般世帯(特定・継続世帯)	令和7年度	270	270	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む
	令和8年度	258	258	
計	令和7年度	1,512	2,210	1,078,797
	令和8年度	1,481	2,135	1,080,734

2 軽減前の額 5,955 千円

調定見込額 5,035 千円 (1人当り 2,358 円 × 2,135 人)

3 所得割、均等割、平等割に応ずる額

所得割 5,955 千円 × 50.0 /100 ≒ 2,978 千円
 均等割 5,955 千円 × 35.0 /100 ≒ 2,084 千円
 平等割 5,955 千円 × 15.0 /100 ≒ 893 千円

4 税率

所得割	調定額	2,978 千円	+	限度超過分	265 千円	≒	$\frac{0.3}{100}$
				所得割算定基礎額	1,080,734 千円		
均等割	調定額	2,084 千円	≒	被保険者数	2,135 人		980 円
均等割加算 (18歳以上)	18歳未満軽減額	90 千円	≒	被保険者数	1,995 人		50 円
平等割 (特定世帯等以外の世帯)	調定額	805 千円	≒	世帯数	1,223 世帯		660 円
平等割 (特定世帯)	調定額	77 千円	≒	世帯数	235 世帯		330 円
平等割 (継続世帯)	調定額	11 千円	≒	世帯数	23 世帯		490 円

5 軽減額 920 千円

6 課税限度額 30 千円

7 限度超過見込額 265 千円

8 減額する額

(1)算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額、又は世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2)総所得金額が43万円以下の世帯の場合（7割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

①被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号キ、ク）

$$1,030 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 730 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 300 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号ケ(ア)(イ)(ウ)）

（ア）特定世帯等以外の世帯

$$660 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 470 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 190 \text{ 円})$$

（イ）特定世帯

$$330 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 240 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 90 \text{ 円})$$

（ウ）特定継続世帯

$$490 \text{ 円} \times 7/10 \doteq 350 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 140 \text{ 円})$$

(3)総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり31万円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

①被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号キ、ク）

$$1,030 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 520 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 510 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第2号ケ(ア)(イ)(ウ)）

（ア）特定世帯等以外の世帯

$$660 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 330 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 330 \text{ 円})$$

（イ）特定世帯

$$330 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 170 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 160 \text{ 円})$$

（ウ）特定継続世帯

$$490 \text{ 円} \times 5/10 \doteq 250 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 240 \text{ 円})$$

(4)総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり57万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

①被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号キ、ク）

$$1,030 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 210 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 820 \text{ 円})$$

②世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号ケ(ア)(イ)(ウ)）

（ア）特定世帯等以外の世帯

$$660 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 140 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 520 \text{ 円})$$

（イ）特定世帯

$$330 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 70 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 260 \text{ 円})$$

（ウ）特定継続世帯

$$490 \text{ 円} \times 2/10 \doteq 100 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 390 \text{ 円})$$

9 未就学児の軽減

未就学児については、均等割額の2分の1を軽減する。（軽減世帯の場合は、当該軽減後の均等割額を軽減する。）

年度別負担状況

年度等	区分	調定見込額 千円	世帯数 世帯	被保険者数 人	1世帯当り 負担額 円	被保険者1人 当り負担額 円	負担限度額 千円	限度額 超過件数 件
令和4年度 (イ)								
令和5年度 (ロ)								
令和6年度 (ハ)								
令和7年度 (ニ)								
令和8年度 (ホ)		5,035	1,481	2,135	3,400	2,358	30	9
増減 (ホ)-(ニ)		5,035	1,481	2,135	3,400	2,358	30	9
比率 %	(ロ)÷(イ)							
	(ハ)÷(ロ)							
	(ニ)÷(ハ)							
	(ホ)÷(ニ)							

税率等の対比

区分	年度別	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	対比 %		
		A	B	C	D	B÷A	C÷B	D÷C
税率	所得割				0.3%			
	均等割				1,030円			
	平等割				660円			
7割軽減	被保険者 1人当り				730円			
	世帯 平等割				470円			
5割軽減	被保険者 1人当り				520円			
	世帯 平等割				330円			
2割軽減	被保険者 1人当り				210円			
	世帯 平等割				140円			

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被保険者 1人当り				300円			
	世帯 平等割				190円			
5割軽減	被保険者 1人当り				510円			
	世帯 平等割				330円			
2割軽減	被保険者 1人当り				820円			
	世帯 平等割				520円			

子ども・子育て支援金分の設例（応能50：応益50）

所得、人数	年度、項目	令和8年度 A				令和7年度 B				A/B %
		所得割	均等割	平等割	計	所得割	均等割	平等割	計	A-B 円
所得割算定基礎額	0 円		(7割軽減世帯)			(7割軽減世帯)				
被保険者数	2 人		600	190	700					700
所得割算定基礎額	200,000 円		(5割軽減世帯)			(5割軽減世帯)				
被保険者数	2 人	600	1,020	330	1,900					1,900
所得割算定基礎額	650,000 円		(2割軽減世帯)			(2割軽減世帯)				
被保険者数	2 人	1,950	1,640	520	4,100					4,100
所得割算定基礎額	1,100,000 円		(2割軽減世帯)			(2割軽減世帯)				
被保険者数	2 人	3,300	1,640	520	5,400					5,400
所得割算定基礎額	2,000,000 円									
被保険者数	2 人	6,000	2,060	660	8,700					8,700
所得割算定基礎額	2,000,000 円									
被保険者数	4 人	6,000	4,120	660	10,700					10,700
所得割算定基礎額	4,000,000 円									
被保険者数	4 人	12,000	4,120	660	16,700					16,700
所得割算定基礎額	4,920,000 円									
被保険者数	4 人	14,760	4,120	660	19,500					19,500
軽減世帯の基準となる総所得額 (被保険者数2人)	(7割)	430,000円	令和8年度 税率		(7割)	令和7年度 税率				
	(5割)	1,050,000円 (43万円+310千円×2人)	所得割	0.3%	(5割)	所得割				
	(2割)	1,570,000円 (43万円+570千円×2人)	均等割	1,030円	(2割)	均等割				
			平等割	660円		平等割				
基礎控除額		430,000円								
課税限度額		30,000円								